

東北運輸局長部外功労者表彰内規 ※抜粋（永年勤続）

改正平成20年3月27日（達第17号）

第1条 東北運輸局管内における部外功労者の表彰（以下「表彰」という。）については、別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2条 褒章は、東北運輸局長（以下「局長」という。）が表彰状又は、感謝状を授与して行う。

第3条 選考の範囲は、次の事業とする。

- 6. 自動車関係事業（バス事業、タクシー事業、トラック事業、貨物運送取扱事業、整備事業、販売事業、陸送事業、レンタカー事業等）
- 8. 前各号の事業及び自家用自動車に関する事業の振興発展を目的とする団体。

第4条 表彰は、次に掲げるものに対して行う。

4. 永年勤続

- （1）事業の従事者（（3）～（6）に該当するものを除く。）

前条の事業の従事者であつて、30年以上にわたつて当該業務に精励し、年令50才以上の者で勤務成績優秀にして他の模範となる者

- （5）道路運送事業等運転者

現に道路運送事業等の事業用自動車運転者として20年以上勤続し、その間責任事故もなく、成績、操行ともに他の模範となる者

- 6. その他業績から判断して局長が必要と認める者

第5条 関係部長及び各支局長は、前条各号の表彰に該当する者と認められるときは、次に掲げる書類各2部（うち1部は写しでも可）を添えて、局長あて提出するものとする。

- 2. 功績調書 (第3号様式)
- 3. 履歴書 (第4号様式)
- 4. 宣誓書 (第5号様式)
- 5. 無事故・無違反証明書
- 6. 戸籍抄本
- 9. その他参考となる資料

第6条 表彰は、（中略）自動車及び観光関係事業の被表彰者（中略）については、11月1日に行う。

【東北運輸局長部外功労者表彰 関係書類作成上の留意事項（永年勤続）】

第4条関係

3. 海事、鉄道、自動車及び観光関係事業の功労

ニ 年令、年数は、表彰日現在で計算し、事業又は団体を異にした場合でも、勤務期間に通算する。

ホ 功労は、満18才以後におけるもの（功労に関する年齢の下限）を対象とする。従って、18才未満における業務歴、団体歴等の経歴は、計算の対象としない。

ヘ 被表彰候補者（以下「候補者」という。）は原則として事業経営者又は事業者団体の長が推薦する者に限る。

ト 候補者は、過去1年以内に局長が所管する関係法令違反による処罰を受けていない者に限る。

チ 候補者は、過去3年以内に道路交通法違反による処罰を受けていない者で、自動車関係事業にあつては原則として運輸支局長の表彰を受けた者に限る。

リ 第3条に定める同一事業により過去に局長又は、上位の表彰等を受けた者は、第4条第6号にかかる表彰を除き、除外する。

4. 永年勤続

イ 前号のニからリまでは、この号に該当する候補者について準用する。

ロ 第4条第4号（1）の「事業の従事者」とは、当該事業に一貫して従事している者とする。

ヘ 運転者の勤続年数は、事業用自動車を運転し得る免許を取得した以降を計算するものとし、原則として異業種における年数は合算しないものとする。

第5条関係

○ 選考について

候補者の選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道徳の欠如している者など、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。

○ 提出書類

2. 功績調書及び3. 履歴書

イ 功績調書の事績には、第4条第4号関係候補者にあつては、永年勤続〇〇年〇〇月及び在職中の勤務状況等記載し、その他の候補者にあつては、功績内容を詳細、かつ、具体的に記入し、特に功績の主体性を明確にする。

ロ 功績が多岐にわたっている場合は、各分野ごとに項を起し、それぞれの功績を詳細に記入する。

ハ 履歴書の氏名の字画は戸籍どおり正確に書き、ふりがなを付する。

ニ 資格欄には、第二種運転免許、自動車整備士等の資格取得年月日及びその種類等を記入する。

ホ 職種欄は、在職期間の始期、終期、役職名、会社等の名称及び変遷事項を略さず正確に記入する。

5. 無事故・無違反証明書は、自動車安全運転センターが発行するものとする。

なお、免許証を受有しない者については、別紙様式1の宣誓書をもって代える。

7. 団体の規模及び事業概況等調及び8. 企業の規模及び事業概況等調は、第4条第3号に該当する候補者以外は必要としない。

9. その他参考となる資料

イ 推薦書は、別紙様式2による。

ロ 第4条第4号に該当する候補者の推薦書は事業主のものとする。

ただし、第1号様式～第7号様式 of 用紙は、A4判を用い、横書きを基本とし、左とじ（裏白）とする。